柔道整復師から学ぶ

百歳時代の健康からだ作り

「機能訓練指導員」って何？

介護保険法が定める「機能訓練指導員」とは、看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・一定の実務経験を有するはり師・きゅう師のいずれかの資格を有する者とされています。そして、これらの全職種が利用者の日常生活機能の維持向上を目的としています。

機能訓練指導員の活動は、医師の管理下に行われるリハビリとは異なり、介護支援専門員の作成するケアプランや地域の介護予防教室を実施します。医師の助言や他の職種の意見を取り入れながら適切な機能訓練サービスを提供しています。

これら専門職が団結して機能訓練指導員としての役割を確立し、技術とサービスの向上に努め、地域包括ケアシステムの構築に寄与することを目的に二〇一九（令和元）年十二月一日、日本機能訓練指導員協会（会長・伊藤述史（のぶみ））が設立されました。当協会では、認定機能訓練指導員実務研修会ベーシックコース・アドバンスコースを適時実施して、利用者が元気に日常生活を送れるよう理論と技術の質を担保して活動しております。

著者 長尾淳彦（ながお・あつひこ）

・日本体育大学体育学部健康学科卒業、日本体育大学大学院修士課程修了
・公益社団法人 日本柔道整復師会副会長
・明治国際医療大学保健医療学部柔道整復学科教授

＊この連載は令和三年度京都府亀岡市介護予防拠点活動支援事業（フレイル特化型）モデル事業の「関節や筋肉の痛み、動きにくさを感じている65歳以上の高齢者のための正しいからだの使い方・鍛え方講座」をもとにしています。